

会 員 入 会 規 則

この規則は、一般社団法人関西地質調査業協会(以下、本協会と言う)に正会員、又は賛助会員として入会希望する個人および法人又は団体(以下、入会希望者と言う)への諸事項を定める。

第1条(会員の入会)

- 1 正会員への入会希望者は、下記の書類を事務局に提出しなければならない。
 - ①本協会所定の正会員入会申込書を2通および正会員審査カード。
(入会条件の明確化:正会員2名の紹介が必要)
 - ②入会希望者の業務経歴書及び地質調査現況報告書(写)。
 - ③本協会が必要とした場合、前項①、②の書類以外に入会希望者に関する書類。
- 2 賛助会員への入会希望者は、下記の書類を事務局に提出しなければならない。
 - ①本協会所定の賛助会員入会申込書を2通および賛助会員審査カード。
(入会条件の明確化:正会員2名の紹介が必要)
 - ②本協会が必要とした場合、前項①の書類以外に入会希望者に関する書類。

第2条(入会承認)

- 1 理事会において入会希望者の下記状況の審査を実施し、理事定数の3分の2以上の同意で入会承認とする。
 - ①正会員への入会希望者が、地質調査業者登録者であり、且つ定款3条(構成と目的)の遵守意思と本協会所管地区内での1年以上の業務実績状況を審査する。
 - ②賛助会員への入会希望者が、定款3条(目的)に賛同し事業の賛助の遵守意思を審査する。
- 2 事務局は、入会希望者へ速やかに承認の連絡をする。また、協会ホームページに入会希望者の情報登録作業も併せて実施する。

第3条(規約の厳守)

- 1 入会希望者は、本協会の規約類を厳守しなければならない。
- 2 入会希望者は、別に定める会費規程に基づき入会金および会費を納付しなければならない。

第4条(規則の改正)

本規則を改正するには、理事会の決議を要する。

附則

- 第1条 本内規は任意団体関西地質調査業協会の入会内規より引継、平成27年4月1日から施行する。
- 第2条 賛助会員定義を追加し、平成31年1月8日から施行する。
- 第3条 本規則は入会内規を会員入会規則に改訂し、令和元年9月18日から施行する。
- 第4条 本規則第1条の入会条件の明確化を補足し、令和3年7月1日から施行する。
- 第5条 本規則第1条-2の賛助会員入会条件の明確化を補足し、令和4年6月20日から施行する。